



# 秋田県公報

## 告 示

土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	4
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)九件.....	5
特定調達契約に係る一般競争入札の実施.....	11
公安委員会告示	
猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会の実施(一三).....	11

## 目 次

ページ

告示	
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一一七・水産漁港課).....	1
道路区域の変更(一一八〜二〇・道路環境課).....	1
公告	

秋田県告示第百十七号  
 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。  
 平成十六年二月六日  
 秋田県知事 寺田典城

届 出	事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧 の 期 間 及 び 場 所
発起人の住所及び氏名 由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢八十五番地十一 高嶋 金一 由利郡岩城町内道川字内道川百四十六番地 金森 巳嗣	加入区 岩城町 漁船損害等補償法第百十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 秋田県漁業協同組合	縦 覧 期 間 平成十六年二月六日から同月二十日まで 縦 覧 場 所 由利郡金浦町金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所

秋田県告示第百十八号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年二月六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一 道路の区域						

一般国道	新		旧	
	新	旧	新	旧
	三百四十一号	三百四十一号	由利郡岩城町富田字板敷三七一番二から三六一番地先まで	由利郡岩城町富田字板敷三七一番二から三六一番地先まで
	A	B	由利郡岩城町富田字板敷三七一番二から三六一番地先まで	由利郡岩城町富田字板敷三七一番二から一〇番六地先まで
			七・〇〇〇〇	七・〇〇〇〇
			七・〇〇〇〇	七・〇〇〇〇
			一七・〇〇〇〇	一七・〇〇〇〇
			〇・五〇〇〇	〇・五〇〇〇
			〇・五八〇〇	〇・五八〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 (二) 期間 平成十六年二月六日から同月十九日まで

秋田県告示第百十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十六年二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	新		旧	
	新	旧	新	旧
旧	横手大森大内線	横手大森大内線	横手大森大内線	横手大森大内線
区	A	B	A	B
間	横手市塚堀字釜蓋三五番二から平鹿郡大雄村字西桜森一二五番二まで	横手市塚堀字釜蓋三五番二から平鹿郡大雄村字西桜森一二五番二まで	横手市塚堀字釜蓋三五番二から平鹿郡大雄村字西桜森一二五番二まで	横手市塚堀字釜蓋三五番二から平鹿郡大雄村字西桜森一二五番二まで
敷地の幅員(メートル)	五・八〇〇	五・八〇〇	五・八〇〇	五・八〇〇
延長(キロメートル)	四・二三六	四・二三六	四・二三六	四・二三六

新		横手大森大内線	
B	A	B	A
二 まで	横手市塚掘字釜蓋三三番三から平鹿郡大雄村字西桜森一二五番	平鹿郡大雄村田根森字根田谷地南三二番地先から字精兵村一八 番五まで	七・三〇〇〇〇 〇・八三四
一九・〇〇〇〇	五二・五〇	三・二二一	

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年二月六日から同月十九日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十六年二月六日

秋田県告示第百二十号

秋田県知事 寺 田 典 城

道 路 の 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧		B	A		
県 道	新	旧	男鹿半島線	男鹿市北浦西黒沢字六ノ沢四二番二地先から戸賀戸賀字小沢一四一 番一地先まで	男鹿市北浦西黒沢字六ノ沢四二番二地先から戸賀戸賀字小沢一 四一番一地先まで	六・〇〇〇〇	三・八二二
				〃	〃	一・〇〇〇〇	一・八三二
				〃	〃	一・〇〇〇〇	二・六五八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十六年二月六日から同月十九日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八郎潟土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年一月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月六日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
秋田市上北手猿田字宝竜崎五十九番地 棚 橋 正 博  
〃 仁井田字横山百十七番地 鈴 木 兼 吉

秋田市上北手猿田字四ツ小屋二百十三番地の二	須田孝徳
字苗代沢百三十三番地	後藤善左衛門
字底沢七十四番地	須田功一
字寺ノ沢百五十五番地	嵯峨藤雄
上北手大山田字豊口百二十二番地	鎌田悦雄
上北手古野字脇ノ田三十番地の二	鎌田章
就任理事の住所及び氏名	
秋田市上北手猿田字宝竜崎五十九番地	棚橋正博
仁井田字横山百二十一番地	橋本勉
上北手猿田字四ツ小屋二百十三番地の二	須田孝徳
字苗代沢百三十三番地	後藤善左衛門
字砂子沢百三十三番地	須田惣一
字寺ノ沢百六十一番地の二	嵯峨智
上北手大山田字豊口百二十二番地	鎌田悦雄
上北手古野字脇ノ田三十番地の二	鎌田章
就任理事の住所及び氏名	
秋田市仁井田字横山百二十一番地	橋本勉
上北手猿田字砂子沢百三十三番地	須田惣一
上北手大山田字豊口百二十一番地	嵯峨清作
就任理事の住所及び氏名	
秋田市上北手猿田字宝竜崎十七番地の五	京野敬一
字館ノ下九十一番地	鎌田一美
字寺村七十七番地の二	安田孝司

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 二十台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年三月三十日(火)

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日

(四) 納入場所

秋田県立男鹿水族館

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年六月十三日(金)

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) 資格に係る申請

1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年二月十六日(月)までに提出すること。

2) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を(一)に掲げる場所へ平成十六年二月十六日(月)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同年三月一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月八日(月)午前十一時

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室

六 その他

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 20 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 8 March, 2004
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

三次元モデリングシステム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所

秋田県立大学本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十三日(月)午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
学長室用家具 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十九日（月）
  - (四) 納入場所  
国際教養大学
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日（金）から同月十六日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月二十四日（火）午後一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十三年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
会議用テーブル 二十七台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十九日（月）
  - (四) 納入場所  
国際教養大学
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月二十四日(火)午後一時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
学生用机等 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十六年三月二十九日(月)
- (四) 納入場所  
国際教養大学
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月二十四日(火)午後二時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年二月六日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品名及び数量  
 研究室用備品 一式
    - (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限  
 平成十六年三月二十九日(月)
    - (四) 納入場所  
 国際教養大学
  - 二 入札に参加する者に必要な資格  
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等
    - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
    - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十六年二月二十四日(火)午後二時十五分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

- 六 その他
- (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年二月六日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
 スタッキングチェア 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限

- 平成十六年三月二十九日(月)
- (四) 納入場所  
国際教養大学
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月二十四日(火)午後二時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
複柱式書架 一式

- (二) 購入物品の仕様等

- (三) 入札説明書及び仕様書による。  
納入期限

- (四) 平成十六年三月十九日(金)  
納入場所

- 国際教養大学

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
入札説明書及び仕様書の交付方法

- (二) 秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十六年二月二十五日(水)午後三時

- 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十六年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

会議用テーブル 百十台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十五日(水)午後三時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十六年二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
グランドピアノ 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十六年三月二十九日(月)
  - (四) 納入場所  
国際教養大学
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を含め、平成十六年二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。  
入札執行の日時及び場所  
平成十六年二月二十五日(水)午後三時三十分
- 五 秋田県庁地下一階管財課入札室  
入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」とし。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による銃砲及び空気銃の取扱に関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。  
 平成16年2月6日

秋田県公安委員長 大 淵 宏 道

- 1 実施年月日  
平成16年3月19日(金)午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所  
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数  
銃砲及び空気銃の所持に関する法令並びに銃砲及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
- 4 受講定員  
40人
- 5 受講申込みに必要な書類  
(1) 受講申込書 2通  
(2) 写真2枚

写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。  
なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

(1) 申込み用紙の交付  
各受付場所において交付する。

(2) 受付期間  
日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を含む。)を除き、平成15年2月6日(金)から3月17日(水)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所  
住所地在管轄する県内の各警察署

7 講習手数料  
6,800円

8 その他  
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

(1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習終了証明書を交付する。

(2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部保安課危険物対策係(電話018-863-1111内線3168)又は県内の各警察署生活安全(生活保安)係に問い合わせること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
五	下	十八	渡 会 利 男	渡 會 利 男

平成十四年四月十二日(第一千三百五十九号)掲載の秋田県告示(土地改良区の役員  
の退任及び就任の届出)  
(原稿誤り)

発行者 秋 田 県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千五百円

印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaramatsusu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

